

## 施設園芸等で燃油価格高騰に対する支援を受けたい

<b>事業名</b>	施設園芸等燃油価格高騰対策
<b>分類</b>	【水田・畑作、園芸】
<b>事業要旨</b>	燃油価格高騰の影響を受けにくい経営構造への転換を進めるため、施設園芸や茶等の産地に対して、燃油価格高騰時に農業者と国の拠出による補填金を交付するセーフティネットの構築を支援します。
<b>事業概要</b>	<p><b>〔事業主体〕</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・事業主体：日本施設園芸協会</li> <li>・支援対象者：農業協同組合連合会、農業協同組合、農事組合法人、農事組合法人以外の農地所有適格法人、特定農業団体、茨城県茶生産者組合連合会、その他農業者の組織する団体</li> <li>・県窓口団体(事業実施者)：茨城県農業再生協議会、全国茶生産団体連合会</li> </ul> <p><b>〔事業内容〕</b></p> <p>セーフティネットの構築支援</p> <p>農業者と国の拠出により、燃油需要期(原則：11～4月、茶：4月～10月)に施設園芸用燃油(A重油・灯油)価格が一定基準以上(原則：発動基準価格 81.6 円/ℓ A重油各月全国平均価格)に上昇した場合に、補填金を交付するセーフティネットの構築(農業者：国=1：1の拠出により積立をする)を支援します。</p> <p><b>〔補助要件〕</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・生産局長が別に定める省エネルギー等対策推進計画が策定されていること。(10a 当たり燃油使用量を 15%以上削減する、生産物 1 トン当たりの燃油使用量を 15%以上削減する、又は民間の金融商品等を利用して燃油コストの変動を抑制すること。2 期目以降に継続して取り組む場合は、10a 当たり計 30%以上の燃油使用量削減目標を策定する)。</li> <li>・受益農家及び事業参加者が 3 戸以上又は農業従事者が 5 名以上であること。</li> <li>・生産局が別に定める要件及び基準を満たしていること。</li> </ul> <p><b>〔対象経費〕</b></p> <p>セーフティネット補填金(単価はA重油の場合)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・農家積立額：115%(12.2 円/ℓ)、130%(24.5 円/ℓ)、150%(40.8 円/ℓ)、170%*(57.1 円/ℓ)の 4 コースから選択</li> <li>(茶の場合：115%(12.2 円/ℓ)、130%(24.3 円/ℓ)、150%(40.5 円/ℓ)、170%*(56.7 円/ℓ)の 4 コースから選択)</li> <li>×燃油購入予定数量×1/2</li> </ul> <p>※令和 4 事業年度より 170%コースが追加。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・発動基準価格(原則：81.6 円/ℓ月別 A 重油全国平均価格)を超えた場合の燃油価格差を補填。</li> </ul> <p><b>〔補助限度額・補助率〕</b></p> <p>セーフティネット補填金</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・補填金単価：当該月の A 重油全国平均価格－発動基準価格(原則：81.6 円/ℓ)</li> <li>・補填金＝補填金単価×当該月燃油使用量(総限度額は農家積立額の 2 倍まで)</li> </ul> <p><b>〔問合せ先〕</b></p> <p>最寄りの農林事務所 企画調整部門 振興・環境室 農業振興課</p> <p style="font-size: 1.2em;">〔 県北：0294-80-3303、県央：029-221-3034、鹿行：0291-33-4117、  県南：029-822-7086、県西：0296-24-9169 〕</p> <p>産地振興課 農産・特産振興 G TEL：029-301-3921  施設野菜・果樹花き G TEL：029-301-3954</p>